

事件名：VOSS 事件

法分野：商標法

知的財産高等裁判所平成24年2月21日判決（平成23年（行ケ）第10203号）

<http://www.ip.courts.go.jp/search/jihp0030?hanreiid=82020>**【事案の概要】**

伊藤園と原告とが商標権者である下記商標登録（本件商標、指定役務：第32類「清涼飲料，果実飲料，飲料用野菜ジュース」）につき、サントリーが登録異議を申し立てたところ、特許庁が上記商標登録を取り消す決定をしたことから、原告が同決定の取消しを求めた事案。

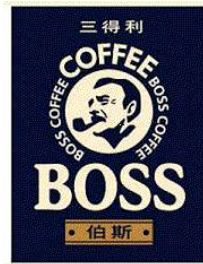
(本件商標)

(引用商標1)

(引用商標2)

(引用商標3)

VOSS  
フォス

**【争点】**

(1) 本件商標が引用商標1ないし3（引用各商標）と商標及び指定商品が類似するか（商標法4条1項11号）

**【争点に対する判断】**（結論：原告の請求認容、取消決定を取消し）

(1) 本件商標と引用各商標とは類似ではなく、指定商品の類否について判断するまでもなく、本件商標と引用各商標につき商標法4条1項11号を適用した決定は誤りである

**① 本件商標の称呼**

- ・「VOSS」とはノルウェー産のミネラルウォーターのブランドで、ノルウェー語で「滝」という意味を有し、ノルウェーの山間の小さな町の名であるが、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語では「VOSS」という語は日常レベルの語としては存在しないことが認められ、以上からすれば、我が国において、本件商標から特段の観念が生じるとはいえず、また、本件商標の下段に「フォス」と記載されていることから、原則として「フォス」との称呼が生じる。
- ・一般に、欧文字と仮名文字とを併記した構成の商標において、その仮名文字部分が欧文字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無理なく認識できるときは、仮名文字部分より生ずる称呼が、その欧文字部分より生ずる自然の称呼とみるのが相当である。そして、本件商標においては、「VOSS」の下段に「フォス」と大きく記載されており、これが「VOSS」の読みを特定したものと無理なく認識できるから、本件商標の称呼は基本的には「フォス」とであると認めることができる。

**② 引用各商標の称呼・観念**

- ・引用商標1及び2は…結合商標であり、その称呼は「ボス」、「ボスコffee」ないし「サントリーコーヒーボス」であるものと認められる。また、引用商標3は…結合商標であり、その称呼は「ボス」ないし「サントリーコーヒーボス」であると認められる。
- ・我が国でのサントリー関連会社の缶コーヒー取引の実情に関する証拠からすれば、引用各商標からは「缶コーヒーのボス」といった観念が生じるものと認められる。もっとも、引用各商標は、いずれも、「パイプをくわえた男性の斜め横顔」の大きなイラスト部分が存在するため、引用各商標からは「パイプをくわえた男性」の観念も生じ得る。

**③ 結論**

- ・本件商標と引用各商標とでは、そもそもイラストの有無を含め、外観において大きく異なる上、観念においても、本件商標からは特段の観念が生じないのに対し引用各商標からは、「缶コーヒーのボス」や「パイプをくわえた男性」といった観念が生じるものである。そして、本件商標からは、基本的に「フォス」との称呼が生じるのに対し、引用各商標からは、「ボス」、「ボスコffee」ないし「サントリーコーヒーボス」との称呼が生じ、ここでも非類似というべきである。

**④ 被告主張に対する判断**

- ・「フォス」は「VOSS」の称呼を特定すべき役割を果たすものと無理なく認識し得るものとはいえないとの被告主張に対し、我が国において「フォルクスワーゲン」というドイツ製の自動車が広く知られていること、「フォルクスワーゲン」に対応するドイツ語が「VOLKSWAGEN」であることが認められるところ、「フォ」は「ヴォ」の濁音が清音になっただけであることを併せ考慮すれば、「フォス」は「VOSS」の称呼を特定すべき役割を果たすものと無理なく認識し得るなどとして、被告主張を否定。
- ・引用各商標につき、「BOSS」の欧文字部分を分離観察をした上で、引用各商標と本件商標との類否判断をすべきとの被告主張に対し、最高裁平成5年9月10日判決を引用して、引用各商標において、「パイプをくわえた男性の斜め横顔」のイラスト部分は印象的であって、ここから出所識別標識としての観念が生じないとはいえないため、「BOSS」の欧文字部分が、取引者、需要者に対し、出所識別標識として一定程度の強い印象を与えるとしても、「BOSS」部分のみを抽出して、本件商標との類否を判断することは許されないなどとして、被告主張を否定。
- ・仮に本件商標から「ヴォス」との称呼が生じ、これが引用各商標の称呼と類似すると解した場合であっても、本件商標と引用各商標とでは、その外観において著しく相違し、観念においては比較し得ないから、全体的に観察しても非類似というべきともされている。

#### 【コメント】

- ・ 特許庁の商標登録取消決定を知財高裁が覆した事案である。
- ・ ちなみに引用商標1～3の指定商品の一部につき、伊藤園にて不使用取消が請求され、取消しが行われている。